

支払未済給付^{*1}が発生した場合の連絡先等申出書

組合員等 記号番号					-								
元組合員の 氏名									死亡年月日	令和	年	月	日
生年月日	昭和・平成	年	月	日									

元組合員と、生計を同じくしていた次の方がいますか？

順位	続柄	有無	生計同一 関係の有無
第1位	配偶者	有・無	有・無
第2位	子	有・無	有・無
第3位	父母	有・無	有・無
第4位	孫	有・無	有・無
第5位	祖父母	有・無	有・無
第6位	兄弟姉妹	有・無	有・無
第7位	3親等内の親族	有・無	有・無

生計同一関係^{*2}にある方で順位の高い方が以下の請求書をご記入ください。
(支払未済給付が発生した際に必要な添付書類については2ページ以降を参照してください。)

(↓該当者がいない場合に記入)
上記に該当し、支払未済給付の請求をできる者はいません。

令和 年 月 日

申出者氏名

(元組合員との関係: _____)

連絡先 Tel: _____ - _____

※ できるだけ埋葬料請求者の方にご記入をお願いします。

支払未済給付請求書

兵庫県市町村職員共済組合 理事長 様

支払未済給付が発生した場合には、下記のとおり請求します。
なお、請求に必要な添付書類は、支払未済給付の金額が確定した後、すみやかに送付します。

令和 年 月 日

フリガナ				元組合員 との続柄
請求者氏名				
生年月日	昭和・平成・令和	年	月	
住所	〒 _____			
電話番号	_____	_____	携帯番号等 日中連絡先	_____
支払未済給付 の受取機関	金融機関名		支店名	口座番号

別世帯の方で、
配偶者または子
が請求される方

別世帯となっていることについての理由書

次の理由により、住民票上、世帯が別となっているが、元組合員の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを申立てます。
(該当の理由に○印をつけてください。)

請求者氏名

- 理由
- 元組合員の死亡当時、同じ住所に二世帯で住んでいたため。
(請求者が配偶者または子である場合であって、住民票上、世帯が別であったが、住所が同じであったとき)
 - 元組合員の死亡当時は、同じ世帯であったが、世帯主の死亡により、世帯主が変更されたため。

※1 支払未済給付 …… 本来元組員が受給すべき給付で、元組員が死亡したことによって未支給となるもの。支払未済給付は元組員の死亡の当時、その者と生計を共にしていたもののうち、最も受給順位の高い者が請求可能です。

※2 生計同一関係の認定にあたっては、次に該当する者を生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとする。

① 元組員の配偶者又は子である場合

ア 住民票上同一世帯に属しているとき

イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

(ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

(イ) 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときには、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

●生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

●定期的に音信、訪問が行われていること

② 元組員の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族(注)である場合

ア 住民票上同一世帯に属しているとき

イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

(ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

(イ) 生活費、療養費等について生活の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき

(注) 子の配偶者、配偶者の父母、孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母、曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば
上記以外にも配偶者の子(配偶者の前婚における子)等民法上における3親等内の親族も含まれません。

この請求書に添えなければならない書類

死亡した元組員について、同時に「未支給年金・未支払給付金請求書・受給権者死亡届(報告書)」の提出をされる場合は、添付書類の提出を省略できます。未支給の請求がない場合等は、添付書類は不要です。

1. 死亡した元組員の死亡の事実を明らかにすることができる書類(戸籍の謄本もしくは抄本、死亡診断書(コピー可)、住民票など)。
2. 死亡した元組員と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本または抄本(例 未支給請求者が元組員の子の場合で「子の戸籍抄本」の父母欄で身分関係が確認できる場合は「請求者(子)の戸籍抄本」)。
住民票でこれに代えることはできません。
3. 請求者の世帯全員の住民票(死亡した元組員が除かれた内容の記載があり、続柄が記載されているもの)
(住民票上、死亡した元組員と請求者の住所が異なっているときは、3ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」の区分により必要な書類)
4. 預貯金通帳の写し(公金受取口座を利用する場合は提出の必要はありません。)
5. 請求者が配偶者で、市区町村長に届出はしていないが死亡した元組員と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方は、その事実を明らかにする書類。

添付書類は「コピー」「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。

戸籍謄本、住民票等の添付書類は、元組員の死亡日以降に交付されたものをご用意ください。

生計同一に関する添付書類

添付書類については2ページの「この請求書に添えなければならない書類」もご覧ください。

1. 請求される方が死亡した元組員の配偶者または子の場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票（死亡した元組員は住民票の除票）
住民票上世帯を別にしてはいるが、住所が住民票上同一であるとき	① 死亡した元組員の住民票（除票）と請求者の世帯全員の住民票（続柄記載） ② 別世帯となっていることについての理由書（または支払未済給付請求書に記入してください）
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしているとき	① 死亡した元組員の住民票（除票）と請求者の世帯全員の住民票（続柄記載） ② 同居についての申立書 ③ 別世帯となっていることについての理由書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれにかわる書類
単身赴任、就学または療養などのやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにするとき 例① 生活費、療養費などの経済的な援助が行われている場合 ② 定期的に音信、訪問が行われていること	① 死亡した元組員の住民票（除票）と請求者の世帯全員の住民票（続柄記載） ② 別居していることについての理由書 ③ 生活費など経済的な援助および定期的な音信、訪問が行われていた申立書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれにかわる書類

2. 請求される方が死亡した元組員の父母、孫、祖父母または兄弟姉妹、その他3親等内の親族である場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票（死亡した元組員は住民票の除票）
住民票上世帯を別にしてはいるが、住所が住民票上同一であるとき	死亡した元組員の住民票（除票）と請求者の世帯全員の住民票（続柄記載）
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしているとき	① 死亡した元組員の住民票（除票）と請求者の世帯全員の住民票（続柄記載） ② 同居についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれにかわる書類
住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費などについての生活の基盤となる経済的な援助が行われているとき	① 死亡した元組員の住民票（除票）と請求書の世帯全員の住民票（続柄記載） ② 経済的援助についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれにかわる書類

第三者の証明書にかわる書類（生計同一のわかるもの）について

（次のいずれかの書類をご用意ください。コピーでも差しつかえありません）

事項	提出書類
本組員の被扶養者になっている場合	提出不要
給与計算上、扶養手当などの対象になっている場合	給与簿または貸金台帳など
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票または課税（非課税）証明書など
定期的に送金がある場合	定期的に送金されていたことのわかる現金封筒または預貯金通帳など

◇提出書類の「同居についての申立書」、「別世帯となっていることについての理由書」「生活費など経済的な援助が行われている申立書」などについてご不明な場合は、共済組合または所属所へ問い合わせしてください。

◇審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。